

★政府が平成23年度税制改正大綱を発表

12月16日（木）に政府税制調査会から平成23年度税制改正大綱が発表されました。今回は、法人課税を軽減すると引き換えに、個人課税、特に相続税課税の大幅な強化を示したことが特徴です。年明けに法案が提出されますが、その前に税制改正大綱のうち個人関連項目を取り急ぎご案内します。速報版のため内容に不十分な点がありますが、予めご承知置き下さい。なお、年内は本号が最終号となります。これまでのご愛読厚く御礼申し上げます。（長掛栄一、池田佳代子、小森直）

◎個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	相続税の基礎控除額	相続税の基礎控除額の引下げ (現行) 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数 → (改正) 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数	平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用
	相続税の税率構造	・相続税の最高税率を現行の50%から55%に引上げ。 ・税率区分を現行の6段階から8段階に細分化。	
	死亡保険金に係る非課税限度額	死亡保険金に係る非課税枠（500万円 × 法定相続人数）について対象となる法定相続人を次のいずれかに該当する法定相続人に限定。 ・未成年 ・障害者 ・相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者	
	未成年者控除	未成年者控除額の引上げ (現行) 6万円 × 20歳に達するまでの年数 → (改正) 10万円 × 20歳に達するまでの年数	
	障害者控除	障害者控除額の引上げ (現行) 6万円 [2万円] × 85歳に達するまでの年数 → (改正) 10万円 [20万円] × 85歳に達するまでの年数 ※ [] 書きは特別障害者の場合	
	贈与税の税率構造	① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る税率を緩和 ② ①以外の贈与財産に係る贈与税については、相続税の最高税率の引上げにあわせ引上げ（最高税率55%）	平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産について適用
	相続時精算課税制度	① 受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行：推定相続人のみ）を追加。 ② 贈与者の年齢要件を60歳以上（現行：65歳以上）に引下げ。	
	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税対象範囲の拡充	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等（住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに行われるものに限る。）に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加	
所得税 ・住民税	給与所得控除の見直し	① 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合、245万円を給与所得控除額の上限とする ② 2,000万円を超える高額報酬役員については、更に段階的に控除額を圧縮（最低125万円）	平成24年分以後の所得税、平成25年度分以後の個人住民税に適用

税目	項目	内容	時期等
所得税 ・住民税	特定支出控除の拡充	① 特定支出の範囲を拡大し、(a)職務の遂行に直接必要な資格取得費、(b)図書費・被服費等の勤務必要経費を追加（勤務必要経費は65万円を限度） ② 適用判定の基準となる控除額を給与所得控除額の2分の1とし、実額控除の機会を拡大	平成24年分以後の所得税、平成25年度分以後の個人住民税に適用
	退職所得課税の見直し	① 勤続年数5年以下の法人役員の退職金について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1に課税する措置を廃止 ② 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止	平成24年分以後の所得税、平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等に係る住民税について適用
	成年扶養控除の見直し	① 成年扶養親族（23歳以上70未満の扶養親族）のうち、控除対象を特定成年扶養親族（障害者、65歳以上の高齢者、学生）、合計所得金額400万円以下の居住者の特定成年扶養親族以外の者に限定 ② 合計所得金額400万円超で特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を有する者については負担調整措置を講ずる	平成24年分以後の所得税、平成25年度分以後の個人住民税に適用
	上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率	上場株式等の配当等・譲渡所得等に係る10%軽減税率を2年延長	平成25年12月31日まで
	少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置創設	対象となる上場株式等の範囲を拡大し、施行日を2年延長	平成26年1月1日から適用
	寄附金税額控除の導入	認定NPO法人及び公益社団法人等への寄附金の40%（住民税と合わせて50%）を、所得控除との選択により、その年分の所得税額から控除する制度を新設	平成23年分以後の所得税、平成24年度分以後の個人住民税に適用
法人税	税率引き下げ（抜粋）	実効税率（国税＋地方税）を5%引き下げ 法人税 普通法人 30% → 25.5% 中小法人 30% → 25.5% （年800万円以下18%）→（同15%）	平成23年4月1日以後開始事業年度に適用 中小法人の特例は平成26年3月31日まで
	欠損金の繰越控除制度等の見直し	欠損金の繰越期間 7年 → 9年 繰越控除限度額 控除前所得の80%を限度 （中小法人等は現行通り100%控除可能）	平成23年4月1日以後開始事業年度に適用
	減価償却制度の見直し	定率法の償却率を定額法の250%償却から200%償却に引き下げ	平成23年4月1日以後取得の資産に適用
消費税	事業者免税点制度の見直し	個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1,000万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しない。 個人：その年の前年1月1日から6月30日までの間 法人：その事業年度の前事業年度開始日から6月間	個人：平成24年分 法人：平成24年10月1日以後開始事業年度から適用
その他	登録免許税の特例	住宅用家屋の所有権保存・移転登記、住宅ローンの抵当権設定登記の登録免許税の軽減措置を2年延長	平成25年3月31日まで
	印紙税の特例	不動産の譲渡に関する契約書等に係る税率の特例措置を2年延長	平成25年3月31日まで
	更正の請求期間の延長 更正の請求範囲の拡大	請求可能期間 1年→5年（贈与税は6年） 課税庁の増額更正可能期間 3年→原則5年（同上）	平成23年6月1日以後の更正の請求に適用